

郡山市熱海多目的交流施設使用料免除基準

平成30年4月1日制定
[教育総務部生涯学習課]

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市熱海多目的交流施設条例（平成29年郡山市条例第20号。以下「条例」という。）第11条及び郡山市熱海多目的交流施設条例施行規則（平成30年郡山市規則第5号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づく使用料の免除について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の免除)

第2条 規則6条第1項第2号に規定する使用料の免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内の社会教育団体が住民の教育目的又は公共的な活動に使用する場合 全部免除
- (2) 市内の町内会等自治組織がその設立の目的達成のために使用する場合 全部免除
- (3) 市内の行政施策を推進するための補完的業務を行う組織がその目的達成のために使用する場合 全部免除
- (4) 市内の福祉団体がその設立の目的達成のために使用する場合 全部免除
- (5) 前各号以外の公共的団体が直接住民の利益に関する事業で使用する場合 2分の1免除
- (6) その他市長が適当と認める場合 市長が認める額

(使用料免除の制限)

第3条 冷房及び暖房の使用料は、条例第11条第1号及び第2号に該当する場合を除き、免除しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成30年5月14日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例附則第2項の規定により条例の施行の日前において行うことができる使用料の免除の手続は、この基準の施行の日前においても、この基準の規定の例により行うことができる。